**町村の将来のあり方に関する勉強会「財政シミュレーション」**

令和3年3月

**１．シミュレーションの概要**

● 期間…**Ｒ1年度決算数値をベースに、15年間（R16年度まで）、年度ごと**に試算。

● 会計…**一般会計のみ**実施。但し、**特別会計・企業会計への繰出金**も適切に**見込む**。

● 費目…歳入・歳出、**全ての費目**について試算。

● 算定ルール…全団体**共通のルール**を作成。（詳細は「２．試算方法」参照）。

　 　　　　　　**人口推計と連動し得る費目は連動させる**。

● 人口推計… **原則としてH30社人研推計を使用（年齢区分は５歳刻み）**。但し、各団体個別の推計人口についても、必要に応じて使用。

※社人研の人口推計は、2015年の国調をベースに、2020・2025・2030・
 2035・2040・2045年と、**５年ごと**に5歳刻みの年齢層について試算。

つまり、**１年ごとの推計人口は算出されていない。**

➨よって、**１年後ごとの推計人口は、５年間の増減を５で除し、１年ごとの増減と仮定する。**

（具体例）

15年間

　　　　　　　　　 **2015**  16 17 18 19 **2020** 21 22 23 24 **2025** 26 27 28 29  **2030** 31 32 　33 34　**2035**

0～4歳　**800** 780 760 740 720 **700** 670 640 610 580 **550** 540 530 520 510 **500**  540 530 520 510 **450**

…

85~89歳

(800-700)/５＝20

20人ずつ減少すると仮定

90歳以上 以下、同様の計算で仮定

● 成果物のクレジット…**町村と府が連名**で作成。

**２．試算方法**

● **歳入**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 担当Ｇ | 団体からのデータ提供 | シミュレーション方法 |
| 人口連動 | 具体的方法 |
| 市町村税 | 個人市町村民税 | 税政Ｇ | 要 | ○ | 年齢区分に応じた納税義務者数・市町村民税額を市町村に提供依頼し、当該数値をベースに、**人口変動率を乗じて算出**する。（『府内市町村の課題・将来見通しに関する研究』（以下「課題研」）と同様の手法） |
| 法人市町村民税 | 税政Ｇ | 不要 | × | 経済状況や法人数など予測が困難であるため、H29・30・R1年度の平均値に、税率引き下げの影響（R３:100％反映、R2:50%反映）を反映させた数値を以降横置きする。※引き下げの割合…超過税率を採用している団体は、超過税率適用後の税率の引き下げ割合を反映 |
| 固定資産税 | 税政Ｇ | 不要 | × | 【土地・家屋】評価替え後の３年間を一つの単位とし、土地・家屋別に直近の３年間（H30-R2※1）とその直前の**３年間（H27-H29）の変動率※2を乗じて推計**する。※1：R2については、R1と同額とする。※2：特殊事情等により増加傾向となっている場合には横置きとする。【償却資産】経済状況や法人数など予測が困難であるため、H29・30・R1年度の平均値を横置きする。 |
| 都市計画税 | 税政Ｇ | 不要 | × | 評価替え後の３年間を一つの単位とし、土地・家屋別に直近の３年間（H30-R2※1）とその直前の３年間（H27-H29）の変動率※2を乗じて推計する。※1：R2については、R1と同額とする。※2：特殊事情等により増加傾向となっている場合には横置きとする。 |
| 軽自動車税 | 税政Ｇ | 不要 | ○ | 直近の実績（R1年度決算額）をベースに**20歳以上の人口変動率を乗じて算出**する。 |
| たばこ税 | 税政Ｇ | 不要 | ○ | 直近の実績（R1年度売渡本数）をベースに税率引上げの影響を加味し、**20歳以上の人口変動率を乗じて算出**する。 |
| その他（税） | 税政Ｇ | 不要 | × | 入湯税、事業所税、特別土地保有税➨H29、H30、R1年度の平均値を横置き。＜考え方＞歳入総額に占める割合が少額で、概ね同額で推移しているため。 |
| 譲与税・交付金等 | 地方消費税交付金 | 税政Ｇ | 不要 | ○ | 【交付額計（総枠）】**直近の実績（R1年度、府内市町村交付額計）をベースに、税率引上げの影響（※1・※2）を加味したものを横置き**する。※1：地方消費税率1.7%⇒2.2％（軽減税率1.76％）。R1（全て改正前と想定）⇒R2（半分が改正後と想定）⇒R3（全て改正後）※2：「商業動態統計」から、軽減税率適用分は２割と推定。【交付額】上記により算出した総枠を、従来分については人口及び従業員数により、社会保障財源分については人口により按分する。従業員数については、直近の経済センサスをベースに、20歳以上の人口変動率を用いて推計する。 |
| 法人事業税交付金 | 税政Ｇ | 不要 | ○ | 府の法人事業税決算額（H29～R1の平均値、標準税率相当分のみ）を横置きしたものを総枠とし、法令に定められた交付率や交付基準によって按分する。なお、交付基準の「従業者数」については、直近の経済センサスの実績値をベースに20歳以上の人口によって変動させたものを使用する。 |
| その他 | 財政Ｇ　税政Ｇ | 不要 | × | 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、軽油引取税・自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、自動車税環境性能割交付金(R1のみ)、軽自動車税環境性能割(R1のみ)➨29、30、R1年度の各項目合計の平均値を横置き。ただし、地方譲与税のうち森林環境譲与税については、将来の予算規模をベースに、交付基準に従って按分して決定する。交付基準のうち「人口」については将来推計を加味し、「私有林人工林面積」「林業就業者数」については一定と仮定する。＜考え方＞歳入総額に占める割合が少額で、概ね同額で推移しているため。 |
| 普通交付税(臨財債を含む) | 財政Ｇ | 不要 | × | **R1年度実績額(普通交付税額＋臨財債額)を横置き**。＜考え方＞普通交付税額は国の**地方財政計画において総額が算定される**もの。仮に各市町村において、理論上の交付税対象経費を算出した場合でも、地方財政計画による影響（補正）が大きいため、詳細な算定は困難。また、**過去３年の実績額は概ね横ばい**。 |
| 特別交付税 | 財政Ｇ | 不要 | × | H28・29、R1年度の平均値を横置き。＜考え方＞各年度の特殊事情に応じて交付されるため、平均値を採用。※災害の影響により、平成30年度は前年度・後年度と比べ10％以上の乖離があるため、対象から除外する。 |
| 分担金及び負担金 | 財政Ｇ | 要(該当団体のみ) | × | H29～R1決算額の平均値を横置き。＜考え方＞府全体の数値が過去3年間は同水準で推移しているため。※1：建設事業に係る負担金(ただし、1事業あたり1千万円以上に限る)は控除した上で算出※2：大規模建設事業により多額の負担金収入が見込まれる場合、個別対応。 |
| 使用料・手数料 | 財政Ｇ | 不要 | × | H29～R1決算額の平均値を横置き。＜考え方＞府全体の数値が過去3年間は同水準で推移しているため。※コロナの影響が生じると考えられる。 |
| 国・府支出金 | 財政Ｇ | 要 | × | シミュレーションした歳出と連動（投資的経費・扶助費等）。各年度の歳出額に、R1決算額における国・府支出金の割合を乗じる。※H29臨時福祉給付金の影響を控除するため、当該数値は控除(cf.扶助費) |
| 財産収入 | 財政Ｇ | 不要 | × | H29～R1決算額の平均値を横置き。＜考え方＞年度間のばらつきが大きく、平均値で実施。 |
| 繰入金（財調除く） | 財政Ｇ | 要（該当団体のみ） | × | 原則として計上しない。大規模事業により多額の特定目的基金の取崩しを行う場合、個別対応。 |
| 繰入金（財調） | 財政Ｇ | 不要 | × | 収支差で計上（赤字の場合のみ） |
| 繰越金 | 財政Ｇ | 不要 | × | 前年度の収支差額を計上(黒字の場合のみ)。 |
| 諸収入 | 財政Ｇ | 不要 | × | H29～R1決算額の平均値を横置き。＜考え方＞府全体の数値が過去3年間は同水準で推移しているため。 |
| 地方債（臨財債除く） | 財政Ｇ | 不要 | × | シミュレーションした歳出と連動。各年度の普通建設事業費に、R1決算額における普通建設事業に対する地方債の割合を乗じる。 |
| 寄附金（ふるさと納税） | 税政Ｇ | 不要 | × | 指定制度（R1.6～）開始後のR1年度分の寄付実績を年度ベースに換算したものを横置きする。 |
| 寄附金(ふるさと納税以外) | 財政Ｇ | 不要 | × | H29～R1決算額の平均値を横置き。＜考え方＞府全体の数値が過去3年間は同水準で推移しているため。 |

● **歳出**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 担当Ｇ | 団体からのデータ提供 | シミュレーション方法 |
| 人口連動 | 具体的方法 |
| 人件費 | 行政Ｇ | 不要 | × | 退職手当と給与等を分けて試算。○退職手当・各年度の定年退職者数×定年退職者1人あたりの退職金額（H29-R1年度 ３カ年平均）※定年延長の要素も加味※定年退職以外の退職については、仮定値を置いて試算すると、定年退職者とのダブルカウントとなる可能性があるため、シミュレーションには計上しない○給与等・各年度職員数×R1年度職員1人あたり単価・各年度職員数…原則R1年度職員数を横置き　⇒ただし、R1時点で計画を上回る職員数があり、今後退職不補充で調整していくことが予想される団体については、職員数の見通しを反映 |
| 物件費 | 財政Ｇ | 不要 | × | R1決算額を基準として、過去3年間の伸び率平均(町村平均:1.022%)を乗じる。＜考え方＞府全体の数値が過去5年間で増加傾向のため。※H30は災害の影響があるため、採用しない※起債を充当した公共施設の除却事業のうち、物件費計上分については、臨時的な経費として基準となる決算額から控除。(控除額＝物件費に充当した地方債額÷0.9)※伸び率の算定にあたっては、令和元年10月における消費増税の影響を控除する必要がある。そのためR1決算額の半額については、1.08/1.1を乗じた額により伸び率を算定する。(但し賃金分を除く)※会計年度任用職員…給与は「人件費」で計上されるが、上記のとおり人件費は横置きとするため、これまでどおり「物件費」で計上。 |
| 維持補修費 | 財政Ｇ | 不要 | × | H29～R1決算額の平均値を横置き。＜考え方＞府全体の数値が過去3年間は同水準で推移しているため。 |
| 扶助費 | 財政Ｇ | 不要 | × | (分野)社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費及び教育費、生活保護費、衛生費、その他に区分➨Ｒ1決算額を発射台とし、老人福祉費の補助事業分を除き、各分野の補助事業・単独事業ごとに**過去3か年間の町村平均伸び率をR5まで乗じる**。**老人福祉費の補助事業分についてはR1決算額をベースに、65歳以上人口と連動**させる。※H30年度に大阪府の老人医療費助成制度が廃止され、対象者の一部が重度障がい者医療費助成制度へ移行したことから、単独分の社会福祉費と老人福祉費については合算して伸び率を算出。老人福祉費(補助分)については、R1を発射台として、65歳以上人口と連動させる。※決算上、H26～H29の臨時福祉給付金(国費10/10)の影響が大きいため、その額は控除する。※こども園への移行が進んでいるため、児童福祉費と教育費の伸び率は合算して算出。※生活保護費は、コロナの影響が生じると考えられるため、結論部分において、影響について触れる。※保育無償化に係る市町村負担の一部については、交付税が措置されるが、交付税は横置きで試算するため、幼保無償化の影響はシミュレーションには反映せず、結論部分において、影響について触れる。そのため、伸び率についてはH28～H30の3か年で算出。 |
| 補助費 | 財政Ｇ | 不要 | × | 令和1年度決算額を発射台として、過去3年間の伸び率平均(町村平均:1.001%)を乗じる。＜考え方＞府全体の数値が過去5年間で増加傾向のため。※H30は災害の影響があるため、採用しない。※一部事務組合において大規模事業を予定している場合、個別対応。※法適用の公営企業会計分は控除し、繰出金として計上。 |
| 普通建設事業費 | 財政Ｇ | 要(該当団体のみ) | × | H29～R1決算額の平均値を横置き。＜考え方＞府全体の数値が過去3年間は同水準で推移しているため。※公共施設等総合管理計画の数値については、収支均衡を前提とせず、現実の歳出と乖離している場合があるため、シミュレーションへの反映は困難。よって、結論部分において、影響について触れる。※**大規模事業(R1決算の歳出総額の５％以上)は、個別対応**。（過年度の大規模事業は平均値計算から控除し、将来の大規模事業は各年度の平均値に加算する） |
| 災害復旧事業費 | 財政Ｇ | 不要 | × | 事業費が推計困難であり、見込めない。※ただし、頻発する災害や南海トラフ地震への備えとして、財政調整基金の積立が必要。 |
| 公債費 | 財政Ｇ | 要 | × | ○新発債…歳入の地方債の額と連動。　　　　　20年定時償還(元利均等)として各年度に計上。利率はR2.7月の財政融資資金貸付金利による○既発債…各年度の所要額⇒データ提供要 |
| 積立金 | 財政Ｇ | 不要 | × | 収支差の1/2を計上（前年度が黒字の場合のみ） |
| 投資及び出資金貸付金 | 財政Ｇ | 不要 | × | H29～R1決算額の平均値を横置き。＜考え方＞府全体の数値が過去3年間は同水準で推移しているため。 |
| 繰出金 | 財政Ｇ | 不要 | 〇一部連動 | ■国保特会・後期高齢特会・介護特会への繰出…R1決算額に基づく1人あたり費用を算出し、**人口推計と連動**させる。(国保・後期高齢)…R1決算額をベースに、府内全体の**介護給付費総額の推計値と連動**(介護)＜課題研の算出方法を踏襲＞○対象年齢・国保事業会計：75歳未満・後期高齢者医療事業会計：75歳以上※国保は、0～39才、40才～64才、65才～74才の人口毎に試算■企業会計(水道・下水・病院)への繰出…事業費と連動させる○経営戦略を策定している団体原則として、経営戦略の数値を計上。期間後については、期間内平均を横置き。○経営戦略を策定していない団体H29～R1決算額の平均値を横置き※法適用の公営企業会計分は決算統計上、補助費等で計上されているが、繰出金として計上。 |

※ 留意点

　・新型コロナウイルス感染症、保育無償化等による財政収支への影響については、本シミュレーションにおいて考慮しない。また、各団体の公共施設等総合管理計画についても、本シミュレーションには反映しない。

　・水道企業団との末端給水事業の統合の影響については、団体ごとの状況を反映する。